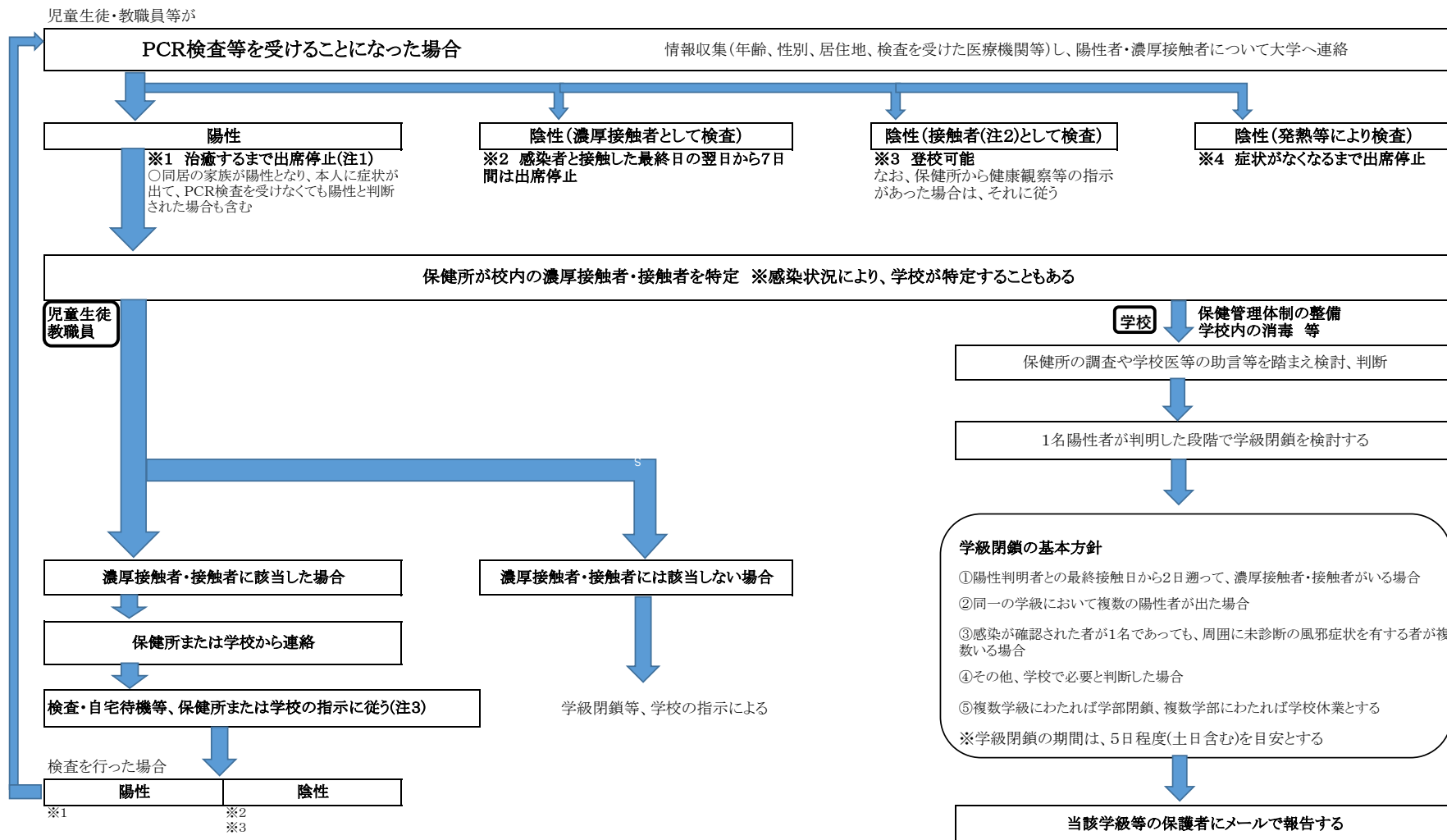


# 学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー

R4.2



(注1)陽性となった場合の療養期間の目安

症状がある場合：原則発症日から10日間経過し、かつ症状が軽快後72時間を経過するまで

症状がない場合：原則陽性と判定された検査の検体採取日から10日間経過するまで

(注2)接触者とは、濃厚接触者の定義には該当しないが、保健所に行政検査の対象に選定された者をいう

(注3)濃厚接触者となったが症状がなく、検査を行わない場合も出席停止となる(目安：感染者と最後に接触した最終日の翌日から7日間)

○出席停止や学級閉鎖の期間は、国や県の方針に基づき変更する場合がありますので、その都度訂正する

○PCR検査等の結果や保健所の調査・指導については、大学に報告する